



報道関係者 各位

平成 28 年 12 月 13 日

【照会先】

栃木労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 佐藤 清勝

地方障害者雇用担当官 高塩 博行

(電話) 028-610-3557

平成 28 年 障害者雇用状況の集計結果

～ 民間企業、公的機関とも 5 年連続で障害者実雇用率が前年を上回る ～

栃木労働局（局長 白兼 俊貴）では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成 28 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率：民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、栃木労働局が、障害者の雇用義務のある栃木県内に本社を置く事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率 2.0%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は 3,781.0 人（3,559.0 人）で、対前年比 6.2%の増加
- ・実雇用率は 1.90%で、対前年比 0.08 ポイント上昇。

○法定雇用率達成企業の割合は 57.3%で、対前年比 2.2 ポイント上昇

<公的機関>（同 2.3%、県教育委員会は 2.2%） ※（ ）は前年の値

○雇用障害者数、実雇用率ともに全ての機関で達成した。

- ・栃木県：雇用障害者数 145.0 人（137.0 人）、実雇用率 2.78%（2.45%）
- ・栃木県教育委員会：雇用障害者数 252.0 人（233.5 人）、実雇用率 2.22%（1.99%）
- ・市 町：雇用障害者数 314.0 人（324.5 人）、実雇用率 2.45%（2.52%）
- ・市町教育委員会：雇用障害者数 10.0 人（10.0 人）、実雇用率 2.79%（3.11%）

<独立行政法人など>（同 2.3%） ※（ ）は前年の値

○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年を上回る。

- ・雇用障害者数 33.0 人（25.0 人）、実雇用率 2.32%（2.30%）

※「(雇用) 障害者数」については、表 1 の注 2 を参照

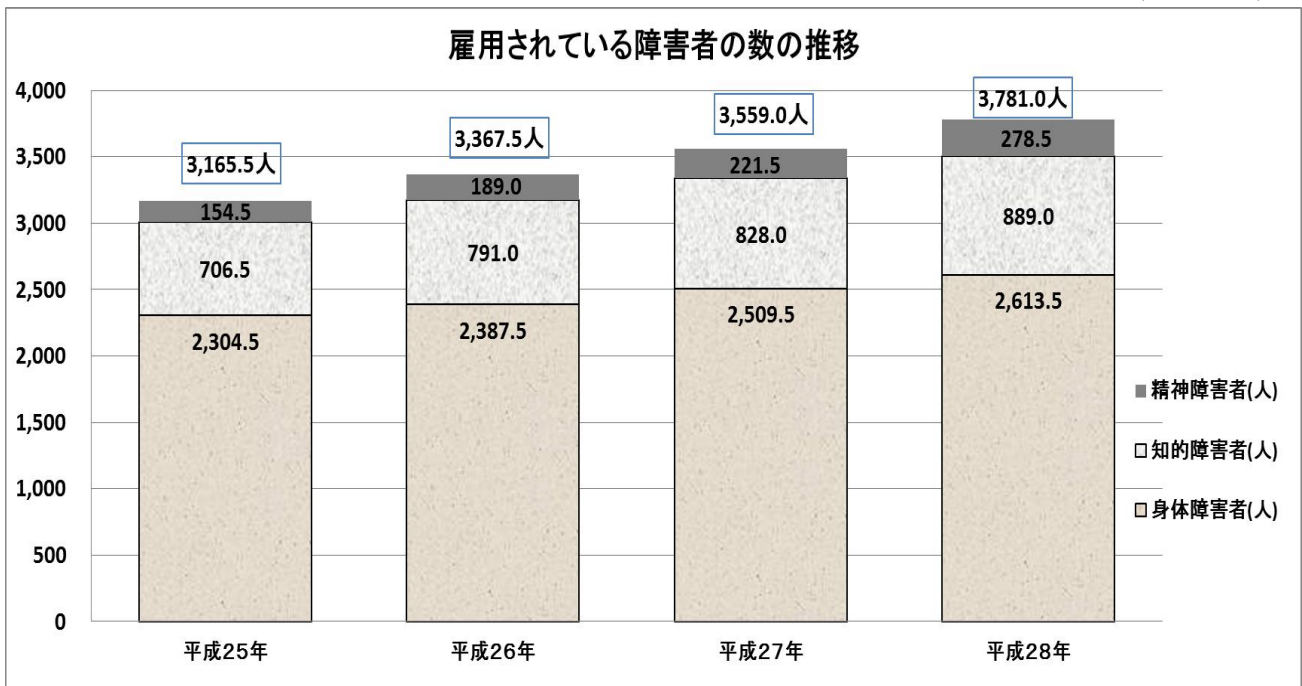
1 民間企業における雇用状況

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

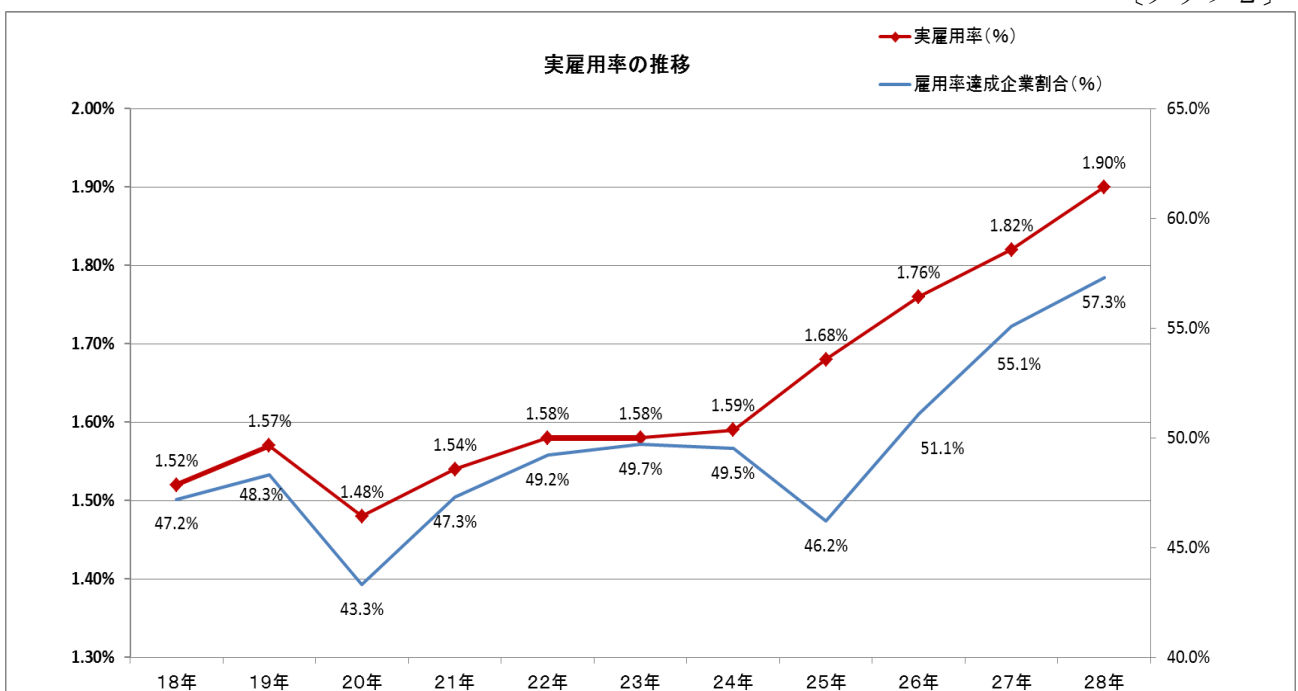
民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者の数は3,781.0人で、前年より6.2%（222.0人）増加し、12年連続で過去最高となった。

雇用者のうち、身体障害者は2,613.5人（対前年比4.1%増）、知的障害者は889.0人（同7.4%増）、精神障害者は278.5人（同25.7%増）といずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きくなった。〔グラフ1〕

実雇用率は、5年連続で過去最高の1.90%（前年1.82%）、法定雇用率達成企業の割合は、昨年に続き50%を上回り57.3%（同55.1%）であった。〔グラフ2〕〔表1〕〔グラフ1〕



〔グラフ2〕



(2) 企業規模別の状況

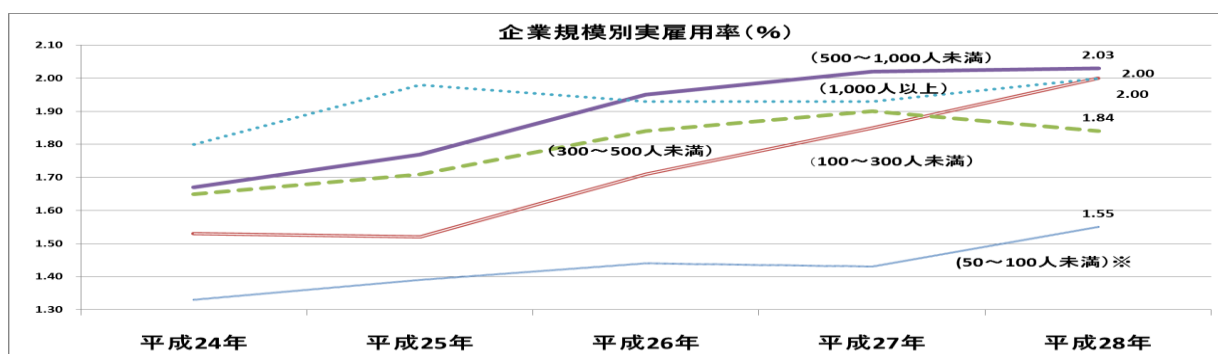
企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、500～1,000人未満を除く全ての規模の区分で前年より増加した。

実雇用率は、300～500人未満の規模企業（1.84%）において前年（1.90%）を下回ったが、その他全ての規模の区分で前年を上回った。

また、民間企業全体の実雇用率1.90%と比較すると、100～200人未満規模（2.12%）、500～1,000人未満規模（2.03%）、1,000人以上規模（2.00%）については上回り、50～100人未満規模（1.55%）、200～300人未満規模（1.76%）、300～500人未満規模（1.84%）については下回った。

法定雇用率達成企業数の割合は、50～100人未満規模（52.8%）、100～200人未満規模（64.2%）、200～300人未満規模（60.4%）、1,000人以上規模（57.1%）の区分で前年より増加したが、300～500人未満規模（49.3%）、500～1,000人未満規模（61.8%）の区分については減少した。〔グラフ3〕〔表2〕

〔グラフ3〕



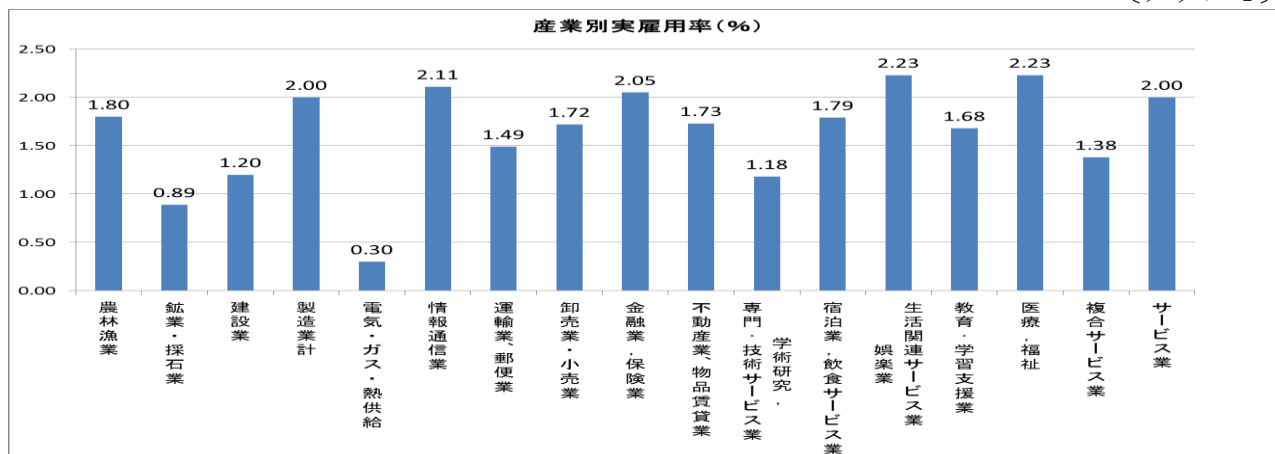
※平成24年度以前は56～100人未満

(3) 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農林漁業」（7.0人、前年8.0人）、「建設業」（50.0人、同52.0人）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（1.0人、同2.0人）、「教育、学習支援業」（153.0人、同154.5人）、「複合サービス事業」（67.0人、同73.0人）を除く全ての業種で前年より増加した。

産業別の実雇用率では、「生活関連サービス、娯楽業」（2.23%）と「医療、福祉」（2.23%）が最も高く、「情報通信業」（2.11%）、「金融業、保険業」（2.05%）、「製造業」（2.00%）、「サービス業」（2.00%）の6業種で、民間企業全体の実雇用率1.90%を上回った。〔グラフ4〕〔表3〕

〔グラフ4〕

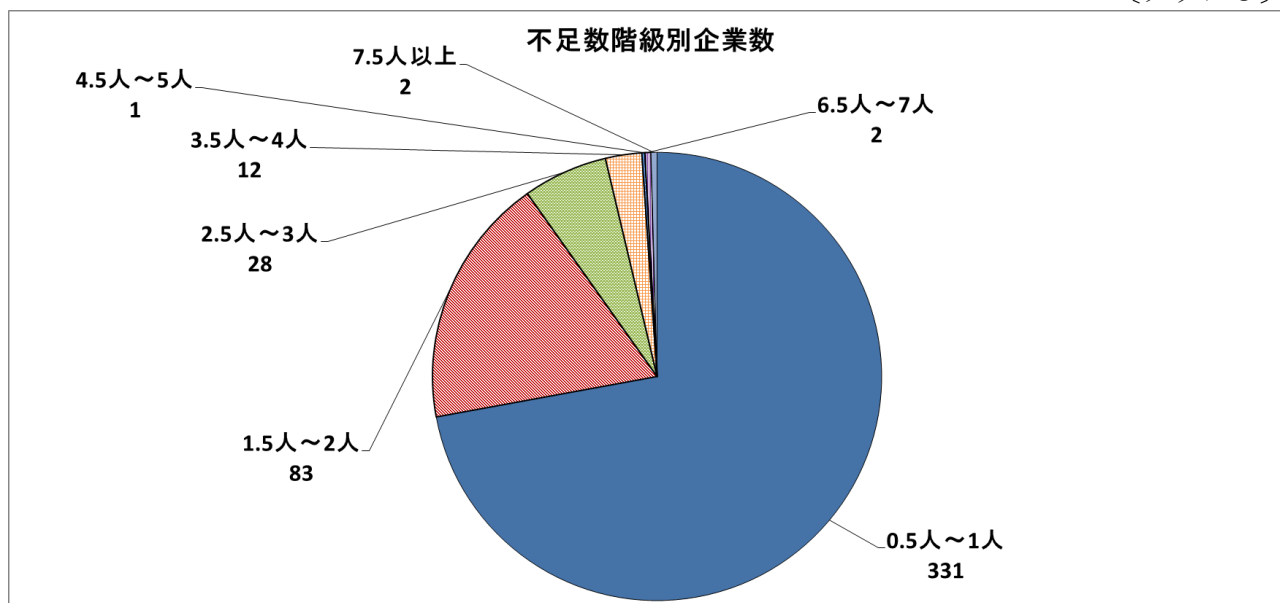


(4) 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業は459社で、そのうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、全体の72.1%（331社）と7割を超えている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、61.9%（284社）となっている。〔グラフ5〕〔表4〕

〔グラフ5〕



2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関

県の機関（法定雇用率2.3%）に在職している障害者の数は145.0人で、前年より5.8%（8.0人）増加しており、実雇用率は2.78%と前年に比べ0.33ポイント上昇した。〔表5、表6-1〕

(2) 市町の機関

市町の機関（法定雇用率2.3%）に在職している障害者の数は314.0人で前年より3.2%（10.5人）減少しており、実雇用率は2.45%と前年に比べ0.07ポイント降下した。

25機関中全ての機関が法定雇用率を達成している。〔表5、表6-1〕

(3) 県・市町の教育委員会

県の教育委員会（法定雇用率2.2%）に在職している障害者の数は252.0人で前年より7.9%（18.5人）増加しており、実雇用率は2.22%と前年に比べ0.23ポイント上昇し、法定雇用率達成となっている。

市町の教育委員会（法定雇用率2.3%）に在籍している障害者の数は10人と前年同数だが、実雇用率は2.79%と前年に比べ0.32ポイント降下した。

4機関中全ての機関が法定雇用率を達成している。〔表5、表6-2〕

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率 2.3%）に雇用されている障害者の数は 33.0 人で前年より 32.0% (8.0 人) 増加し、実雇用率は 2.32% と前年に比べ 0.02 ポイント上昇した。

4 機関中 3 機関が法定雇用率を達成している。〔表 5、表 6-2〕

4 障害者雇用促進のための今後の施策

栃木労働局では、「障害者雇用支援実施計画」に基づき、県内に本社を置く企業の事業主等に対し、以下の施策等を推進するとともに、平成 25 年 11 月に設置した「障害者雇用支援プロジェクトチーム」により、本県の実雇用率の向上と法定雇用率達成企業の増加を引き続き図ることとする。

- ・ハローワークと関係機関が連携して法定雇用率未達成企業を訪問し、各機関の支援内容等を説明・提案することにより、障害者雇用への理解の促進（ローラー支援作戦の強化）
- ・法定雇用率達成企業に対し、平成 30 年 4 月からの精神障害者の法定雇用率算入を視野に入れた取組を提案し、更なる雇用の促進を図る。
- ・特別支援学校の実習見学会や障害者雇用先見企業の見学会を開催することにより、職場実習受入先企業の開拓や障害者雇用の促進
- ・障害者雇用に関する意識啓発や理解促進、雇用ノウハウ周知のための各種セミナーの開催
- ・障害者の採用機会の拡大を図るため合同就職面接会等の実施
- ・0 人雇用企業等の障害者雇用に際する不安軽減のための職場実習の推進
- ・ハローワークと関係機関が連携した「チーム支援」による就職支援の促進
- ・公的機関や大規模企業等への労働局幹部による助言・指導の実施

【参考】

	平成 27 年	平成 28 年	増減
実雇用率（本県）	1.82%	1.90%	0.08 ポイント上昇
（全国）	1.88%	1.92%	0.04 ポイント上昇
雇用率達成企業割合（本県）	55.1%	57.3%	2.2 ポイント上昇
（全国）	47.2%	48.8%	1.6 ポイント上昇

表1 民間企業における年度別障害者雇用状況

各年6月1日現在

項目 年	① 企業数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数														④ 実雇用率 (③N÷② ×100) (%)	⑤ 雇用率達成 企業数 (割合)
			A 重度身体 障害者	B 重度以外 の身体障 害者	C 重度身体 障害者で ある短時 間労働者	D 重度身体 障害者以 外である 短時間労働者	E 身体障害 者計 (A×2 +B+C+D× 0.5)	F 重度知的 障害者	G 重度以外 の知的障 害者	H 重度知的 障害者で ある短時 間労働者	I 重度知的 障害者以 外である 短時間労働者	J 知的障害 者計 (F×2 +G+H+I× 0.5)	K 精神 障害者	L 精神障 害者であ る短時間 労働者	M 精神 障害者計 (K+L×0.5)	N 合 計 (E+J+M)		
平成17年	649	136,314	463	689	18	-	1,633	56	220	2	-	334	-	-	-	1,967	1.44%	310 (47.8%)
平成18年	659	136,825	484	695	18	-	1,681	67	242	8	-	384	5	7	8.5	2,073.5	1.52%	311 (47.2%)
平成19年	751	147,641	530	749	25	-	1,834	85	271	7	-	448	26	11	31.5	2,313.5	1.57%	363 (48.3%)
平成20年	850	160,467	529	762	37	-	1,857	93	291	5	-	482	29	18	38.0	2,377.0	1.48%	368 (43.3%)
平成21年	824	158,877	531	767	41	-	1,870	103	312	15	-	533	36	25	48.5	2,451.5	1.54%	390 (47.3%)
平成22年	840	162,420	563	793	36	-	1,955	95	345	10	-	545	54	31	69.5	2,569.5	1.58%	413 (49.2%)
平成23年	881	175,895.0	611	822	36	57	2,108.5	110	335	18	31	588.5	66	36	84.0	2,781.0	1.58%	438 (49.7%)
平成24年	933	181,153.5	610	827	42	64	2,121.0	114	375	21	41	644.5	95	40	115.0	2,880.5	1.59%	462 (49.5%)
平成25年	1,049	188,466.0	653	910	54	69	2,304.5	114	427	24	55	706.5	126	57	154.5	3,165.5	1.68%	485 (46.2%)
平成26年	1,046	191,493.5	645	981	83	67	2,387.5	129	476	20	74	791.0	159	60	189.0	3,367.5	1.76%	534 (51.1%)
平成27年	1,079	195,672.0	693	1,003	83	75	2,509.5	119	524	26	80	828.0	190	63	221.5	3,559.0	1.82%	594 (55.1%)
平成28年	1,074	198,752.0	747	988	83	97	2,613.5	121	573	24	100	889.0	232	93	278.5	3,781.0	1.90%	615 (57.3%)

(注1) 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは常用労働者数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者等が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

(注2) 「障害者の数」の算出に当たっては、③A欄、F欄の重度障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、D欄、I欄の重度以外の身体・知的障害者である短時間労働者及びL欄の精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

表2 民間企業における規模別障害者の雇用状況

平成28年6月1日現在

項目 規模別	① 企業数	② 常用労働者数	③ 短時間労働者数	④ 常用労働者総数 (②+③×0.5)	⑤ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	⑥ 障害者の数													N 合計 (E+J+M)	⑦ 実雇用率 (⑥N÷⑤×100) (%)	⑧ 雇用率達成企業数 (割合)	⑨ 法定雇用障害者数に不足する障害者数
						A 重度身体障害者	B 重度以外の身体障害者	C 重度身体障害者である短時間労働者	D 重度身体障害者以外である短時間労働者	E 身体障害者計 (A×2+B+C+D×0.5)	F 重度知的障害者	G 重度以外の知的障害者	H 重度知的障害者である短時間労働者	I 重度知的障害者以外である短時間労働者	J 知的障害者計 (F×2+G+H+I×0.5)	K 精神障害者	L 精神障害者である短時間労働者	M 精神障害者計 (K+L×0.5)				
50～100人未満	502	34,943	4,279	37,082.5	35,902.5	91	146	13	17	349.5	24	103	8	20	169.0	30	17	38.5	557.0	1.55%	265 (52.8%)	231.0
	504	34,929	3,658	36,758.0	35,713.0	80	144	11	13	321.5	21	102	7	17	159.5	25	11	30.5	511.5	1.43%	252 (50.0%)	247.5
100～200人未満	341	45,549	3,953	47,525.5	44,150.5	177	238	18	22	621.0	44	146	7	19	250.5	51	27	64.5	936.0	2.12%	219 (64.2%)	181.5
	351	46,569	4,745	48,941.5	45,418.5	153	238	23	15	574.5	49	130	5	23	244.5	46	19	55.5	874.5	1.93%	207 (59.0%)	216.5
200～300人未満	101	22,978	2,600	24,278.0	22,795.5	75	120	16	15	293.5	7	53	1	15	75.5	23	19	32.5	401.5	1.76%	61 (60.4%)	78.5
	94	21,427	2,103	22,478.5	21,120.5	69	121	10	5	271.5	9	41	1	13	66.5	11	10	16.0	354.0	1.68%	56 (59.6%)	79.0
300～500人未満	75	26,933	2,462	28,164.0	26,294.0	105	120	13	16	351.0	13	59	4	16	97.0	33	8	37.0	485.0	1.84%	37 (49.3%)	84.5
	72	25,420	2,200	26,520.0	24,719.0	106	131	14	15	364.5	9	51	3	7	75.5	26	5	28.5	468.5	1.90%	41 (56.9%)	74.5
500～1,000人未満	34	23,169	2,575	24,456.5	22,893.5	85	110	5	6	288.0	14	99	2	13	135.5	39	6	42.0	465.5	2.03%	21 (61.8%)	30.5
	39	25,548	3,203	27,149.5	25,564.5	95	126	8	11	329.5	16	100	8	17	148.5	37	5	39.5	517.5	2.02%	28 (71.8%)	37.0
1,000人以上	21	46,478	6,680	49,818.0	46,716.0	214	254	18	21	710.5	19	113	2	17	161.5	56	16	64.0	936.0	2.00%	12 (57.1%)	38.0
	19	43,350	5,567	46,133.5	43,136.5	190	243	17	16	648.0	15	100	2	3	133.5	45	13	51.5	833.0	1.93%	10 (52.6%)	37.5
合計	1,074	200,050	22,549	211,324.5	198,752.0	747	988	83	97	2,613.5	121	573	24	100	889.0	232	93	278.5	3,781.0	1.90%	615 (57.3%)	644.0
	1,079	197,243	21,476	207,981.0	195,672.0	693	1,003	83	75	2,509.5	119	524	26	80	828.0	190	63	221.5	3,559.0	1.82%	594 (55.1%)	692.0

(注) 下段は平成27年度

表3 民間企業における産業別障害者の雇用状況

平成28年6月1日現在

項目 産業別	① 企業数	② 常用労働者数	③ 短時間労働者数	④ 常用労働者総数 (②+③×0.5)	⑤ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	⑥ 障害者の数															⑦ 実雇用率(%) (⑥N÷⑤×100)	⑧ 雇用率達成企業数	⑨ 法定雇用障害者数に不足する障害者数
						A 重度身体障害者	B 重度以外の身体障害者	C 重度身体障害者である短時間労働者	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E 身体障害者計 (A×2+B+D×0.5+C)	F 重度知的障害者	G 重度以外の知的障害者	H 重度知的障害者である短時間労働者	I 重度以外の知的障害者である短時間労働者	J 知的障害者計 (F×2+G+H+I×0.5)	K 精神障害者	L 精神障害者である短時間労働者	M 精神障害者計 (K+L×0.5)	N 合 計 (E+J+M)	うち新規雇用			
農林漁業	5	381	14	388.0	388.0	2	3	0	0	7.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	7.0	0.0	1.80%	3	2.0
鉱業、採石、砂利採取業	4	474	6	447.0	447.0	1	2	0	0	4.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	4.0	0.0	0.89%	2	3.0
建設業	33	5,119	62	5,150.0	4,177.0	15	17	0	0	47.0	0	2	0	0	2.0	1	0	1.0	50.0	2.0	1.20%	14	31.0
製造業(計)	334	54,289	2,393	55,485.5	55,223.5	224	294	9	8	755.0	44	183	8	6	282.0	61	11	66.5	1103.5	98.0	2.00%	201	168.0
食料品・たばこ	53	8,124	1,255	8,751.5	8,751.5	19	39	4	2	82.0	6	60	1	2	74.0	19	3	20.5	176.5	16.5	2.02%	29	28.0
繊維工業	9	795	25	807.5	807.5	2	5	0	0	9.0	0	2	0	0	2.0	2	1	2.5	13.5	1.0	1.67%	6	3.0
木材・家具	10	1,846	27	1,859.5	1,859.5	4	16	0	0	24.0	2	10	0	0	14.0	1	0	1.0	39.0	0.0	2.10%	7	3.0
パルプ・紙・印刷	15	1,246	111	1,301.5	1,298.5	8	11	1	0	28.0	19	20	6	2	65.0	0	2	1.0	94.0	3.0	7.24%	10	5.0
化学工業	33	3,553	185	3,645.5	3,645.5	14	16	1	1	45.5	3	11	0	0	17.0	3	1	3.5	66.0	8.0	1.81%	23	12.0
窯業・土石	11	1,182	12	1,188.0	1,188.0	2	5	0	1	9.5	0	0	0	0	0.0	1	0	1.0	10.5	0.0	0.88%	3	10.5
鉄鋼	7	1,551	26	1,564.0	1,378.0	11	6	0	0	28.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	28.0	0.0	2.03%	5	2.0
非鉄金属	14	1,802	46	1,825.0	1,752.0	4	13	0	0	21.0	0	1	0	0	1.0	1	0	1.0	23.0	0.0	1.31%	7	10.0
金属製品	36	3,497	85	3,539.5	3,539.5	7	25	0	0	39.0	3	10	0	0	16.0	2	1	2.5	57.5	10.0	1.62%	21	16.0
電気機械	19	8,879	173	8,965.5	8,965.5	53	57	1	0	164.0	3	12	0	2	19.0	3	0	3.0	186.0	18.5	2.07%	13	9.0
その他機械	96	17,505	303	17,656.5	17,656.5	77	72	2	4	230.0	5	48	1	0	59.0	26	1	26.5	315.5	29.0	1.79%	57	54.5
その他	31	4,309	145	4,381.5	4,381.5	23	29	0	0	75.0	3	9	0	0	15.0	3	2	4.0	94.0	12.0	2.15%	20	15.0
電気・ガス・熱供給・水道業	4	329	11	334.5	334.5	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	1	0	1.0	1.0	1.0	0.30%	0	4.0
情報通信業	12	3,938	86	3,981.0	3,981.0	29	19	2	0	79.0	0	1	1	0	2.0	3	0	3.0	84.0	0.0	2.11%	6	7.0
運輸業、郵便業	62	9,720	1,321	10,380.5	8,505.5	30	45	2	5	109.5	1	7	1	2	11.0	5	2	6.0	126.5	17.5	1.49%	31	43.0
卸売業、小売業	144	36,348	7,964	40,330.0	40,330.0	120	145	24	18	418.0	19	157	3	26	211.0	51	29	65.5	694.5	92.0	1.72%	63	131.0
金融業、保険業	15	7,602	973	8,088.5	8,088.5	47	58	4	2	157.0	0	2	0	0	2.0	7	0	7.0	166.0	11.0	2.05%	9	7.0
不動産業、物品賃貸業	13	3,914	73	3,950.5	3,948.5	17	21	1	1	56.5	0	1	0	0	1.0	11	0	11.0	68.5	9.0	1.73%	7	9.5
学術研究、専門・技術サービス業	8	834	39	853.5	849.5	1	4	0	1	6.5	1	1	0	0	3.0	0	1	0.5	10.0	1.0	1.18%	3	6.0
宿泊業、飲食サービス業	24	3,851	1,920	4,811.0	4,811.0	11	11	4	4	39.0	4	25	1	13	40.5	6	1	6.5	86.0	8.5	1.79%	14	12.0
生活関連サービス業、娯楽業	46	5,269	1,180	5,859.0	5,859.0	12	16	2	8	46.0	15	46	1	5	79.5	3	4	5.0	130.5	18.0	2.23%	22	24.5
教育、学習支援業	22	11,682	442	11,903.0	9,089.0	42	46	3	2	134.0	0	8	0	0	8.0	10	2	11.0	153.0	5.5	1.68%	13	24.5
医療、福祉	232	35,334	3,668	37,168.0	31,132.5	127	172	22	32	464.0	21	98	9	43	170.5	41	39	60.5	695.0	116.0	2.23%	170	80.0
複合サービス業	14	4,778	127	4,841.5	4,841.5	15	21	2	0	53.0	1	5	0	0	7.0	7	0	7.0	67.0	10.0	1.38%	3	24.0
サービス業	102	16,188	2,270	17,323.0	16,746.0	54	114	8	16	238.0	15	37	0	5	69.5	25	4	27.0	334.5	53.5	2.00%	54	67.5
合計	1,074	200,050	22,549	211,324.5	198,752.0	747	988	83	97	2,613.5	121	573	24	100	889.0	232	93	278.5	3,781.0	443.0	1.90%	615	644.0

表4 民間企業における障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

平成28年6月1日現在

項目 規模別	① 法定雇用率未達成 企業の数	② 不 足 数								③ 障害者の数が0人で ある企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人又は6人	6.5人以上7人以下	7.5人以上	
50～100人未満	237 〈51.6〉	237 (100.0)	-	-	-	-	-	-	-	225
100～200人未満	122 〈26.6〉	63 (51.6)	54 (44.3)	5 (4.1)	-	-	-	-	-	57
200～300人未満	40 〈8.7〉	12 (30.0)	16 (40.0)	10 (25.0)	2 (5.0)	-	-	-	-	2
300～500人未満	38 〈8.3〉	11 (29.0)	10 (26.3)	11 (29.0)	5 (13.2)	1 (2.6)	-	-	-	0
500～1,000人未満	13 〈2.8〉	6 (46.2)	2 (15.4)	1 (7.7)	3 (23.1)	-	-	1 (7.7)	-	0
1,000人以上	9 〈2.0〉	2 (22.2)	1 (11.1)	1 (11.1)	2 (22.2)	-	-	1 (11.1)	2 (22.2)	0
合 計	459	331	83	28	12	1	0	2	2	284

(注) ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

〈 〉は未達成企業に占める割合

()は当該規模企業数に占める割合

表5 公的機関における障害者の雇用状況

平成28年6月1日現在

機関名	項目	① 機 関 数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	③					④ 実 雇 用 率 (③E/②×100)%
				A 重度障害者(身 体・知的) (1週間の所定労働 時間が30時間以上)	B 重度以外の障害者 (身体・知的・精神) (1週間の所定労働時 間が30時間以上)	C 重度障害者である 短時間職員(身体・ 知的) (1週間の所定労働時 間20時間以上30 時間未満)	D 重度以外の障害者 である短時間職員 (身体・知的・精神) (1週間の所定労働時 間20時間以上30 時間未満)	E 計 (A×2+B+C+D ×0.5)	
県	知事部局	1	4,709.0	40	48	1	2	130.0	2.76%
	警察本部	1	504.0	4	3	3	2	15.0	2.98%
	計	2	5,213.0	44	51	4	4	145.0	2.78%
市町	市	14	10,990.5	74	122	0	0	270.0	2.46%
	町	11	1,802.5	13	16	1	2	44.0	2.44%
	計	25	12,793.0	87	138	1	2	314.0	2.45%
教育委員会	県	1	11,340.5	53	140	3	6	252.0	2.22%
	市	3	313.0	3	3	0	0	9.0	2.88%
	町	1	45.0	0	1	0	0	1.0	2.22%
	計	5	11,698.5	56	144	3	6	262.0	2.24%
地方独立行政法人等		4	1,422.5	9	13	2	0	33.0	2.32%
合 計		36	31,127.0	196	346	10	12	754.0	2.42%

○県の状況(法定雇用率 2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
知事部局	4,709.0	130.0	2.76%	0.0	特例認定あり(注4)
警察本部	504.0	15.0	2.98%	0.0	

○市町の状況(法定雇用率 2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
宇都宮市	2,665.0	61.0	2.29%	0.0	特例認定あり(注4)
足利市	935.0	24.0	2.57%	0.0	特例認定あり(注4)
栃木市	1,211.5	34.0	2.81%	0.0	特例認定あり(注4)
佐野市	904.0	23.0	2.54%	0.0	特例認定あり(注4)
鹿沼市	638.5	15.0	2.35%	0.0	
日光市	774.0	19.0	2.45%	0.0	特例認定あり(注4)
小山市	813.0	19.0	2.34%	0.0	
真岡市	420.0	13.0	3.10%	0.0	
大田原市	693.5	17.0	2.45%	0.0	特例認定あり(注4)
矢板市	259.0	6.0	2.32%	0.0	特例認定あり(注4)
那須塩原市	758.0	18.0	2.37%	0.0	特例認定あり(注4)
さくら市	328.5	7.0	2.13%	0.0	特例認定あり(注4)
那須烏山市	250.0	6.0	2.40%	0.0	特例認定あり(注4)
下野市	340.5	8.0	2.35%	0.0	特例認定あり(注4)
上三川町	218.5	5.0	2.29%	0.0	特例認定あり(注4)
益子町	119.0	4.0	3.36%	0.0	
茂木町	118.0	4.0	3.39%	0.0	
市貝町	72.0	1.0	1.39%	0.0	
芳賀町	125.0	2.0	1.60%	0.0	
壬生町	257.0	5.0	1.95%	0.0	特例認定あり(注4)
野木町	173.5	5.5	3.17%	0.0	特例認定あり(注4)
塩谷町	118.0	2.0	1.69%	0.0	
高根沢町	168.5	4.5	2.67%	0.0	特例認定あり(注4)
那珂川町	210.0	5.0	2.38%	0.0	特例認定あり(注4)
那須町	223.0	6.0	2.69%	0.0	

(注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

(注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

(注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(注4) 当該機関は特例認定を受けている。この特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣又は労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

○県教育委員会の状況(法定雇用率 2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
栃木県	11,340.5	252.0	2.22%	0.0	

○市町教育委員会の状況(法定雇用率 2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
鹿沼市	94.0	3.0	3.19%	0.0	
小山市	104.0	3.0	2.88%	0.0	
真岡市	115.0	3.0	2.61%	0.0	
那須町	45.0	1.0	2.22%	0.0	

○地方独立行政法人等の状況(法定雇用率 2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
南那須地区 広域行政事務組合	147.5	3.0	2.03%	0.0	
宇都宮大学	580.5	16.0	2.76%	0.0	
栃木県立 がんセンター	306.5	6.0	1.96%	1.0	
新小山市民病院	388.0	8.0	2.06%	0.0	

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | |
|---------------|--|---|---|
| ○ 民間企業 | <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding-left: 5px;"> 一般の民間企業 …………… 2.0%
 (50人以上規模の企業)
 特殊法人等 …………… 2.3%
 (労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
 独立行政法人、国立大学法人等) </td> </tr> </table> | { | 一般の民間企業 …………… 2.0%
(50人以上規模の企業)
特殊法人等 …………… 2.3%
(労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等) |
| { | 一般の民間企業 …………… 2.0%
(50人以上規模の企業)
特殊法人等 …………… 2.3%
(労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等) | | |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… 2.3%
(43.5人以上規模の機関) | | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… 2.2%
(45.5人以上規模の機関) | | |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。